

# 回 答 書

松山市宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等分布調査業務委託

に関する質問に対し、次のとおり回答します。

(令和5年11月8日受付分)

質問	回答
<p>工期延期の可能性はあるでしょうか？</p> <p>また、その限度はどのようにお考えでしょうか。</p>	<p>受注者は、受注者の責めに帰すことができない事由等により履行期限までに業務を完了することができない場合は、履行期限の延期を請求することができます。</p> <p>履行期限の延期の請求があった場合、必要があると認められるときは、議会の承認を得た後、履行期間の延期をします。</p> <p>その場合でも、令和6年9月頃を限度と想定しています。</p>